

大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年11月22日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第20号

大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則
大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める規則（平成26年大和市規則第54号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「、家庭的保育事業者等」を「家庭的保育事業者等」に改め、同項第1号中「、保育」を「及び保育」に改め、同条第3項中「それぞれ」を削る。

第11条第1項中「又は飲用」を「及び飲用」に、「又は衛生上」を「並びに衛生上」に改める。

第18条第2項中「から」を「からの」に改める。

第20条第2項第2号中「第34条の20第1項第4号」を「第34条の20第1項第3号」に改める。

第35条中「及び」を「、」に改める。

第37条中「乳幼児の」を「乳幼児がその」に改める。

第40条第8号中「いずれの要件にも」を「要件の全てに、それぞれ」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。